

## 三商レポート

### 第十三話「相続放棄」

(株) 三商 内藤 雄

(質問)「私たちの母は、10年前に父と離婚しました。その後、私たちも父とは全く交際がありませんでした。その父が死んだことを私たちは死亡の翌日に知りました。一人暮らしのアパートで亡くなり、葬儀も行われず、遺骨はお寺に預けられていたそうです。相続財産など全くないと信じていましたので、放棄等の手続きは何もしていませんでした。ところが、父が死んで1年後に父を被告とした判決の正本が届き、父が1,000万円の連帯保証人になっていたことを始めて知りました。私たちは、今から相続放棄の申述ができるでしょうか。」この質問は、実際に裁判となった事例に基づいた設例です。

相続が開始すると、亡くなった人(被相続人)の権利・義務のうち一身専属権および仏壇・お墓などを除いたものが、死亡という事実に基づいて法律上当然に相続人に移転します。その結果、債務も全て相続します。

しかし、父と子という身分関係があるだけで当然に債務も相続することは、個人責任の私法の原則にも反します。

そこで、民法は、「単純承認」「限定承認」「相続放棄」の選択をする権利を認めました。ただし、3ヶ月の熟慮期間内に選択する必要があります。なぜならば、いつまでも相続に関する権利関係が確定しないのは利害関係人にとって困るからです。

では、この「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に」(民法915条)とは、いつから開始するのでしょうか。

実際には相続発生から3か月を過ぎてからの相続放棄の申述が増えています。その背景には、①核家族化などによる親子の生活関係の希薄化 ②信用経済の発達 ③離婚の増加による親子間の断絶などにより、債務のあることが分からないことが考えられます。質問のケースでも、①～③の背景に加え、相続から既に1年が経過しています。

このケースで、最高裁判所は次のように判示しました。

従来原則は、(1)相続人が相続開始の原因たる事実(父の死亡)および(2)これにより自分が法律上のとなった事実を知ったときから起算すべき、とされてきました。しかし、「本件のように被相続人に相続財産が全く存在しないと信ずるにつき相当な理由があると認められるときには、相続財産の全部または一部の存在を認識したときまたは通常認識しうべきから起算する。」と判断しまし

た。その結果、裁判所から判決正本の書類が届き連帯保証債務を負っていることを知ったときを起算点として、相続放棄を認めました（昭和59年4月27日）。「画期的な判決」と評価されています。

妻は離婚すれば他人となり相続人ではなくなります。しかし、子供は血のつながった相続人です。だからといって、10年も交際がなく財産状況も全く知り得ない子供に債務を相続させるのはあまりに酷です。この最高裁の判決により、状況によっては相続開始から3か月経過していても、なお相続放棄できる可能性が認められました。時代にあった判決だと思います。

では、「こうした起算日の繰り下げは、相続財産が全く存在しないと誤信していた場合に限られるのか、それとも、相続財産があることは知っていたが、それを上回る債務があることまでは知らなかった場合にまで広げられるか」が問題となります。次回にご紹介いたします。

(2005年7月4日)